

京都市告示第427号

昭和60年9月26日京都市告示第128号（京都市道路占用許可基準）  
の一部を次のように改めます。

平成22年2月17日

京都市長 門川大作

第3条第4号中「バス停留所標識」の右に「，バス停留所上屋及び商店街  
のアーケード内」を加えます。

附 則

この改正基準は，告示の日から施行し，同日以降の許可に係る占用物件に  
ついて適用します。

（建設局土木管理部道路河川管理課）